

発行所

株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

Fax :06-6209-8145

### 地域振興券と確定申告

**Q** : 私は、小学生の子供2人を抱えるサラリーマンです。今年の春に、地域振興券4万円分をもらいました。

ところで、今年の年末調整では、この地域振興券が何か影響するのでしょうか。

**A** : 年末調整と地域振興券は関係ありません。

#### 【解説】

地域振興は、地域経済の活性化を目的とした期間限定の商品券で、15歳以下の子供を持つ世帯主や65歳以上で本人・扶養者ともに市民税が非課税の方など一定の要件に該当する方に交付されたもので、交付額は対象者1人につき2万円です。

この地域振興券による利益は、子供を抱える世帯主や高齢者への一時所得として課税の対象になりますが、この地域振興券による利益の精算作業は年末調整には関係なく、確定申告で行うことになります。

ただ、一時所得の計算に当たっては、特別控除額50万円が控除されますから、課税されないケースがほとんどだと思います。

ちなみに、生命保険の解約返戻金や一時金など他の一時所得がある場合には、地域振興券による利益も加算して申告をすることになりますので、注意してください。

